

## 岐阜市立境川中学校保護者クラブ規定

### (趣旨)

第1条 この規約は、岐阜市立境川中学校部活動規定第7条に基づき、境川中学校保護者クラブ（以下「保護者クラブ」という）の運営に関する事項について定める。

### (目的)

第2条 保護者クラブは「部活動の地域移行」の実施主体となり活動することを目的とする。したがって境川中学校で実施されている部活動と同種目の活動で、保護者が運営するクラブ活動とする。また、部活動と目的を同じくして行うこととし、勝利至上主義的な指導になったり、過度な練習時間となったりしないよう国、県、市の指針に基づき適切に活動することとする。

### (対象)

第3条 境川中学校各部活動に所属する生徒のうち、本人及び保護者が希望する者が参加する。

### (条件)

第4条 保護者クラブの活動期間は1年間とし、中体連後の新組織決定後、実施する。

第5条 保護者クラブの代表者が「保護者クラブ活動申請書（様式1）」を校長に提出し、承認された場合に実施できる。

第6条 保護者クラブは、クラブ員の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

#### <平日>

- ・1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。
- ・学校部活動に引き続き実施する場合においても、合わせて2時間程度とする。

#### <休日>

- ・1日の活動時間は半日以内（3時間程度）とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

#### ○休養日

- ・週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・休日のみ実施する場合は、原則としてどちらか1日を休養日とする。
- ・平日に学校部活動や新たな地域クラブ活動の時間が十分に取れない場合は、両日とも活動することを認めるが、生徒に過度な負担がかからないよう配慮する。（両日実施する場合は、休養日を他の日に振り替える。）\*

\* 保護者クラブ活動は部活動と同様に、土日どちらか1日を休養日とする活動である。両日にわたって開催される大会に参加するなど両日の活動がやむを得ない場合は、休養日を翌週以降の土日に振り替え、平日に振り替えることはしないこととする。

- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、クラブ員が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・中学校がテスト週間中やテスト期間中は、活動しないことを原則とする。
- ・夏季休業中の中学校の閉庁期間については、全国大会等が迫っている地域クラブを除き、活動日を設けない。
- ・年末年始については、クラブ員の家庭や地域の行事等への参加を保障するよう、活動日を設けない。
- ・第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。

第7条 生徒の参加申し込みは、「保護者クラブ参加申込書（様式2）」を保護者クラブ代表者に提出することで完了する。

第8条 年度途中に保護者クラブへの参加を取りやめる場合は、随時「保護者クラブ参加取消届（様式3）」を保護者クラブ代表者に提出する。

第9条 活動時の受傷や事故等に備え、保護者クラブ加入者は、スポーツ傷害保険や賠償責任保険に加入する。

#### （組織）

第10条 各保護者クラブにおいて生徒代表1名を選出する。各クラブの実情を考慮し適切に選出する。

第11条 各保護者クラブにおいて、活動に参加する生徒の保護者は、クラブの運営・管理に責任をもつ。

第12条 活動に参加する生徒の保護者で「クラブ保護者会」を組織し、年に1回以上の会合を開いて運営方針等について協議する。

第13条 第10条に定める会合において、各クラブの保護者代表1名を選出する。各クラブの実情を考慮し適切に選出する。

#### （指導者）

第14条 各保護者クラブの指導者は、学校を通じて依頼する「岐阜市地域クラブ活動社会人指導者」または各保護者クラブが適切な人材に委嘱する。強く指導を希望する本校職員がクラブ指導者となることも認めるが、負担とならないようにする。

第15条 「岐阜市地域クラブ活動社会人指導者」の謝金は市の規程による。その他の指導者の謝金等は、各保護者クラブで決定する。

#### （運営）

第16条 各保護者クラブの活動及び運営の責任者は所属する生徒の保護者とし、保護者の監督下で活動する。

第17条 活動時間及び場所は、保護者クラブごとに各月の「活動計画表（様式4）」を作成して、それに基づいて行う。活動計画表の作成にあたっては部活動顧問と連絡を密にし、部活動と保護者クラブ活動との区別を明確にする。

第18条 本校の運動場、体育館、武道場等の使用を希望する場合は、部活動で行っている割当に従い、他のクラブとの重なりを避ける。

第19条 学校休業日における学校施設の使用は、活動日前日又は前々日に学校から鍵

を借り、活動日後に返却する。なお、鍵の借り受けや返却は保護者が行う。

第 20 条 保護者クラブの運営は、本規定を遵守するとともに境川中学校部活動規定に準じて行う。反した場合は、校長の判断によって承認を取り消す場合がある。

第 21 条 事故等が発生した場合は、傷病者の対応を最優先して行うとともに、早急に該当生徒の保護者に連絡する。なお、病院等を受診した場合は、学校にその旨を連絡する。

第 22 条 対外試合の実施及びその移動については、保護者クラブ内で検討し決定する。ただし、生徒・保護者の負担とならないよう十分留意する。

第 23 条 各保護者クラブにおいて、活動に必要な費用を過重な負担とならない範囲で徴収することができる。金額及び徴収方法については、各クラブ保護者会で決定する。

第 24 条 クラブの予算は部活動の予算と明確に区別し、各クラブで定める複数の役員が管理するとともに、必ず会計監査を行う。

(その他)

第 25 条 本規定と部活動規定の内容に矛盾が生じた場合は、部活動規定を優先し、その後、矛盾がないように改正する。

第 26 条 本規定の改正は、保護者クラブの代表者の協議において改正案を作成し、それを校長が承認した場合に行われることとする。

附則 本規定は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

平成 31 年 3 月 11 日一部改正。

令和 5 年 5 月 12 日一部改正

令和 6 年 10 月 10 日一部改正